

議案第 68 号

松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について

松阪市嬉野体育施設条例（平成 19 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市嬉野体育施設条例の一部を改正する条例

松阪市嬉野体育施設条例（平成 19 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 11 条関係）

体育施設の利用料金

1 松阪市嬉野グラウンド

時間区分	グラウンド利用料金	照明利用料金
午前 8 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	3,300 円	
午後 1 時から 午後 5 時まで	3,300 円	
午後 5 時 15 分から 午後 7 時 15 分まで	1,650 円	1 時間当たり 2,320 円

午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	1,650 円	1 時間当たり 2,320 円
--------------------------------	---------	-----------------

2 松阪市嬉野体育センター

時間区分	競技場利用料金		照明利用料金
午前 9 時から 正午まで	全面	1,980 円	1 時間当たり 420 円
午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	全面	1,980 円	1 時間当たり 420 円
午後 5 時 15 分から 午後 7 時 15 分まで	全面	1,250 円	1 時間当たり 420 円
午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	全面	1,250 円	1 時間当たり 420 円

備 考

- 1 松阪市嬉野グラウンドについては、夏期（6 月から 9 月まで）に限り、午前 6 時から午前 8 時まで利用することができる。この場合において、利用料金は 1,650 円とする。
- 2 競技場を利用する場合において、その利用面積が競技場床面積の 2 分の 1 以下のときは、当該利用料金の 2 分の 1 に相当する額とする（10 円未満切捨て）。
- 3 時間区分を超えて連続して利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 13 条第 1 項及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。